

令和6年10月30日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和6年第2回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和6年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○副	管	理	者	選	挙	4				
○会	期	の	決	定	6					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	6
○議	案	第	1	号	6					
○議	案	第	2	号	6					
○議	案	第	3	号	7					
○一	般	報	告	8						
○一	般	質	問	8						
○閉	会	8								
○署	名	9								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和6年第2回定例会会議録



令和6年10月30日（水）午前9時57分開議

議事日程

- 日程第 1 副管理者選挙
日程第 2 会期の決定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 5 議案第2号 令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について
日程第 7 一般報告
日程第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

なし

出席議員（6名）

1番	井崎義治君	2番	坂巻儀一君
3番	染谷康則君	4番	助川忠弘君
5番	星野順一郎君	6番	早川真君

欠席議員

なし

説明のため議場へ出席した者

管理者	太田和美君	代表監査委員	山崎直人君
会計管理者	荒巻幸男君	事務局長	荒井真実君
次長兼場長	佐藤栄一君	主管者	保木純君
主管者	伊藤紀幸君	主管者	吉岡朋久君
周辺整備室長	石崎正美君		

職務のため議場へ出席した者

総務課長 吉澤 誠 君

○

午前9時57分開会

○議長（坂巻儀一君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、令和6年第2回定例会を開会いたします。

○

午後9時57分開議

○議長（坂巻儀一君） 直ちに会議を開きます。

○議長（坂巻儀一君） まずはじめに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。

太田和美管理者。

○管理者（太田和美君）

本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会令和6年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、本年9月6日開催の柏市議会令和6年第3回定例会におきまして、助川忠弘さんが議長に就任されました。

心からお祝い申し上げ、本組合の運営につきまして御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

初めに、ウイングホール柏斎場でございます。

まず、火葬炉の環境測定の結果についてでございます。

令和6年2月27日に行った令和5年度の排気ガスの定期測定において、ダイオキシン類の測定値が、厚生労働省がガイドラインで定める指針値を超過したことが、判明いたしました。

そのため、火葬炉設備の緊急点検による主な原因の特定と必要な措置を行った後に再測定を実施し、指針値を下回っていることを確認いたしました。

なお、指針値の超過については、組合ホームページで公表するとともに、周辺町会に対し説明を実施しております。

この指針値とは、火葬炉がダイオキシンの規制対象施設ではないものの、国が現時点における技術等により対応可能な値としてガイドラインで定めたものです。

今回の測定結果は、大気や健康面で、国が法律で定めた環境基準を下回るものではありませんでしたが、周辺住民の皆様は、御心配と御迷惑をおか

けたこととお詫びするとともに、設備点検の徹底と併せて、葬儀業者の協力のもとダイオキシン類の発生原因となる副葬品対策を強化し、再発防止に努めてまいります。

なお、本年8月に令和6年度の排気ガス定期測定を行っておりますが、ダイオキシン類の測定値は指針値を下回っております。

次に、冬期における火葬待ち日数低減に向けた対策でございます。

長期化する冬期の待ち日数低減を図るため、1日当たりの火葬件数の増加と休場日である友引日の一部開場について、昨年から近隣8町会で組織する、布施斎場対策委員会へ御説明とお願いを続け、また、今年3月には組合を構成する3市長連名での文書依頼を行いました。

これを受け、対策委員会が地元町会の意見をまとめていただいた結果、御理解と御協力をいただけるとの回答があり、今年の冬から実施することとなりました。

具体的には、12月から2月までは、1日当たりの火葬件数を24件から28件に増やし、併せて12月から3月までの間は、友引日のうち月3日を開場して火葬をおこないます。

この対策により、冬期における待ち日数の低減を図り、引き続き市民サービスの改善につなげていきたいと考えております。

続きまして、みどり園改築等PFI事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、令和5年度年間モニタリングを7月17日に実施し、履行状況とサービスの質の確認を行いました。その結果、事務組合としての評価は、おおむね良好であるとの判断をいたしました。

今後、みどり園指定管理者審査会にて年間モニタリングの内容評価を審査していただく予定です。

引き続き、定期モニタリングを実施し、みどり園の管理・運営体制につきましては、万全を期し、利用者及び保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう努めてまいります。

次に、令和5年度一般会計決算についてです。

歳入につきましては、前年度比9.91%増の8億1,127万3千円、歳出は、前年度比0.24%増の6億5,622万7千円となりました。実質収支額は、前年度比272万4千円減の8,073万5千円となりました。

なお、その内の4,100万円を財政調整基金への積立てとし、今後の施設整備計画を含めた財政計画等に有効活用を図ってまいります。

最後になりましたが、本日は、千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議、決算の認定及び監査委員選任の3議案について、御審議いただく予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○議長（坂巻儀一君）　ここで御紹介をいたします。

去る令和6年9月6日に行われた、柏市議会令和6年第3回定例会におきまして、議長選挙が行われ、助川忠弘議員が当選されました。

組合規約第5条第2項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

○議長（坂巻儀一君）　助川忠弘議員の挨拶を許します。

〔4番議員　助川忠弘君挨拶〕

○4番議員（助川忠弘君）　柏市議会の助川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（坂巻儀一君）　日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から令和5年10月分から令和6年6月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び令和5年度定期監査の結果報告がありました。

また、管理者から令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合繰越明許費の繰越計算書について報告がありました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願ひます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻儀一君）　日程に入ります。

○

○議長（坂巻儀一君）　日程第1、副管理者選挙を議題に供します。

副管理者が組合規約第8条第1項の規定により、令和6年10月23日をもって副管理者の職でなくなったので、副管理者が空席となっております。

組合規約第7条第2項の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○5番議員（星野順一郎君）　議長。

○議長（坂巻儀一君）　星野順一郎議員。

○5番議員（星野順一郎君）　副管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法でお願いしたいと思います。お諮りを

お願いします。

○議長（坂巻儀一君） お諮りいたします。

ただいま星野順一郎議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

星野順一郎議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） 御異議なしと認めます。

よって、星野順一郎議員において指名することに決しました。

星野順一郎議員。

○5番議員（星野順一郎君） 副管理者には、流山の井崎義治議員を推選いたしたいと思いますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（坂巻儀一君） お諮りいたします。

副管理者には、星野順一郎議員において指名推選のありました、流山市長の井崎義治議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、流山市長であります、井崎義治議員が副管理者に当選されました。

ただいま副管理者に当選されました、井崎義治議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、井崎義治議員の挨拶を許します。

〔副管理者 井崎義治君挨拶〕

○副管理者（井崎義治君） 職務をしっかりと推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂巻儀一君） 暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

○

午後10時6分再開

○議長（坂巻儀一君） 会議を再開いたします。

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、
染谷康則議員及び早川真議員を指名いたします。

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第4、議案を上程いたします。
議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻儀一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案第1号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案
説明書の1ページのとおりでございます。

○議長（坂巻儀一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻儀一君） 挙手全員でございます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第5、議案第2号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（坂巻儀一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案第2号につきましては、御手元に配付してあります、事務局議案
説明書の2ページのとおりでございます。

○議長（坂巻儀一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻儀一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第6、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻儀一君） ここで地方自治法第117条の規定により、助川忠弘議員の退席を求めます。

〔4番議員 助川忠弘君退席〕

○議長（坂巻儀一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（荒井真実君） はい。

議案及び議案資料の7ページを御覧ください。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任でございます。

東葛中部地区総合開発事務組合同約第10条第2項の規定により、監査委員の選任について、議会の同意を得ようとするものでございます。

同じ議案資料の8ページを御覧ください。

組合議員の中から選任を予定しております方は、柏市議会議長の助川忠弘議員でございます。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂巻儀一君） 議案第3号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） ないものと認めます。

よって、議案第3号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻儀一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

助川忠弘議員の除斥を解きます。

〔4番議員 助川忠弘君着席〕

○

○議長（坂巻儀一君） 日程第7、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○議長（坂巻儀一君） 日程第8、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻儀一君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（坂巻儀一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和6年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時13分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和6年11月21日

議会議長 坂 卷 儀 一

議会議員 染 谷 康 則

議会議員 早 川 真

令和6年10月30日

東葛中部地区総合開発事務組合
令和6年第2回定例会
議案

議案第1号～議案第3号

議案第 1 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太 田 和 美

提案理由

布施学校組合の解散に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体が減少するので協議する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第1号資料

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30千葉県告示第496号）新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係） （千葉市から一宮聖苑組合まで 略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略）		別表第1（第2条関係） （千葉市から一宮聖苑組合まで 略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略）	
別表第2（第3条第1項関係）		別表第2（第3条第1項関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）	第3条第1項第1号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）
第3条第1項第2号に掲げる事務 略		第3条第1項第2号に掲げる事務 略	
第3条第1項第3号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）	第3条第1項第3号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）
第3条第1項第4号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町</u> <u>布施学校組合</u>	第3条第1項第4号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町</u>
第3条第1項第5号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第5号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）	第3条第1項第11号に掲げる事務	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）
第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略	

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算
の認定について

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、
監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

令和 6年10月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

令和5年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書（別冊）

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

令和6年10月30日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 太田和美

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 氏名 助 川 忠 弘（柏市議会議長）